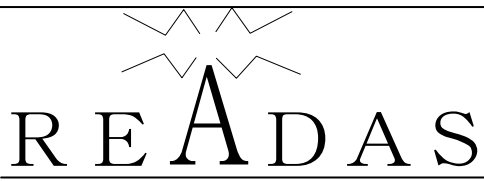


第 5735 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月19日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 金融機関で口座開設を行う場合

**Q**：金融機関で口座を開設する場合の取扱いが変わったとか。どうなったんですか？

**A**：居住地国等を記載した届出書の提出が必要になります。

### 【解説】

平成27年度の税制改正によって、平成29年1月1日以後、新たに国内に所在する金融機関等（銀行、証券会社、保険会社、組合、信託等）で口座開設等を行う者（自然人、法人、組合等）は、金融機関等へ氏名・住所（名称・所在地）、居住地国、外国の納税者番号などを記載した届出書（新規届出書）を提出しなければならなくなりました。

そして、口座開設等を行う際には、金融機関等によって、届出書の記載事項が口座開設等を行う際に提出又は提示をした他の書類（運転免許証やパスポート等）の内容と合致しているかどうかを確認されます。

なお、口座開設等を行う者の居住地国が特定の外国である場合は、金融機関等から、平成30年以後、毎年4月30日までに、その口座開設等を行う者の金融口座情報が所轄税務署長に報告されることとなっています。さらに、その金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、その外国の税務当局と自動的に交換されることとなります。

※平成28年12月31日までに口座開設等をしている場合であっても、金融機関等から、任意届出書の提出を求められる場合があります。

